

第4期鶴岡市障害福祉計画

(平成27年度から平成29年度)

(草案)

地域において必要な「障害福祉サービス」及び「相談支援」並びに「地域生活支援事業」の各種サービスが計画的に提供されるよう、平成29年度末までの障害福祉に関する成果目標の設定し、それに伴う活動指標となる各年度のサービス需要を見込み、サービスの提供体制の確保や推進のための取り組みを定めるものです。

鶴 岡 市

平成26年11月11日

目 次

第1章 計画の概要	- 1 -
1 策定の背景（障害施策等の動き）	- 1 -
2 計画策定の趣旨	- 1 -
3 計画の位置づけ	- 1 -
4 計画の対象者	- 1 -
5 計画の期間	- 1 -
6 本市の障害者福祉施策の展開	- 1 -
7 策定体制	- 1 -
第2章 障害保健福祉施策をめぐる現状	- 1 -
1 障害者の現状	- 1 -
（1）障害児・者の手帳所持者数の現状	- 1 -
（2）各手帳所持者の年齢構成別等の推移	- 1 -
（3）療育手帳所持者の状況	- 1 -
（4）精神保健福祉手帳取得者の推移	- 1 -
2 障害福祉サービス等の利用状況	- 1 -
（1）障害福祉サービス利用決定者数・実利用者数の推移	- 1 -
（2）支給決定者の障害支援（程度）区分認定者数の推移	- 1 -
（3）介護給付と訓練等給付の推移	- 1 -
3 障害福祉施策関連事業費の現状	- 1 -
（1）障害保健福祉施策関連事業費の推移	- 1 -
（2）障害別サービスの利用状況	- 1 -
4 アンケート調査結果にみる障害のある方の現状	- 1 -
第3章 第3期障害福祉計画の進捗状況	- 1 -
1 福祉施設入所者の地域生活への移行	- 1 -
2 福祉施設からの一般就労への移行	- 1 -
3 第3期障害福祉計画のサービス見込み量に対する進捗状況	- 1 -
（1）訪問系サービス	- 1 -
（2）日中活動系サービス	- 1 -
（3）居住系サービス	- 1 -
（4）相談支援サービス	- 1 -
4 地域生活支援事業の利用実績状況	- 1 -
I 必須事業	- 1 -
（1）理解促進研修・啓発事業	- 1 -
（2）自発的活動支援事業	- 1 -
（3）相談支援事業	- 1 -
（4）意思疎通支援事業	- 1 -
（5）日常生活用具給付等事業	- 1 -
（6）移動支援事業	- 2 -

(7) 地域活動支援センター	- 2 -
II 任意事業	- 2 -
(1) 在宅支援事業	- 2 -
(2) 社会参加促進事業	- 2 -
第4章第4期障害福祉計画策定にあたっての課題	- 2 -
1 障害者が地域で暮らすための理解の促進	- 2 -
2 日常生活を支えるサービス提供体制の整備	- 2 -
3 経済的自立を促進するための就労支援	- 2 -
4 相談支援体制の強化	- 2 -
5 人材の確保・育成	- 2 -
6 地域生活への移行の促進	- 2 -
第5章計画の基本的考え方	- 2 -
1 計画の基本理念	- 2 -
2 重点事項	- 2 -
1. 障害の有無に関わらず地域で暮らすための障害理解促進	- 2 -
2. 障害福祉サービス等の充実	- 2 -
3. 相談支援体制の強化	- 2 -
4. 施設・病院から地域生活への移行の推進	- 2 -
5. 生涯にわたる支援体制の確立	- 2 -
6. 就労支援体制の整備	- 2 -
第6章第4期障害福祉計画の成果目標と活動指標	- 2 -
1 第4期障害福祉計画の成果目標	- 2 -
(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行	- 2 -
(2) 福祉施設からの一般就労への移行	- 2 -
(3) 障害者の地域生活支援	- 2 -
2 活動指標（障害福祉サービスの見込量と確保のための方策）【見込み量算出の考え方】	- 2 -
(1) 訪問系サービス	- 2 -
(2) 日中活動系サービス	- 2 -
(3) 居住系サービス	- 2 -
3 活動指標（地域生活支援事業の見込み量及び確保策）	- 2 -
I 必須事業	- 2 -
第7章 子どもの発達支援に関する体制の構築	- 2 -
1 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方	- 2 -
2 新しい障害児支援制度への移行（平成24年4月）までの経緯	- 2 -
3 障害児の現状と障害児支援の状況	- 2 -
4 障害児支援の重点事項	- 3 -
5 障害児通所支援のサービスの見込量と確保のための方策	- 3 -
第8章 障害者支援体制の充実	- 3 -
1. 相談支援体制の強化	- 3 -
(1) 相談支援体制の現状	- 3 -

(2) 計画相談支援体制の現状.....	- 3 -
(3) 基幹相談支援センターの役割.....	- 3 -
2. 就労支援体制の充実.....	- 3 -
3. 発達障害者への支援体制の構築.....	- 3 -
第9章 計画の推進体制	- 3 -
1. 計画の推進主体	- 3 -
2. 地域社会への広報および啓発活動	- 3 -

第1章 計画の概要

- 1 策定の背景（障害施策等の動き）
- 2 計画策定の趣旨
- 3 計画の位置づけ
- 4 計画の対象者
- 5 計画の期間
- 6 本市の障害者福祉施策の展開
- 7 策定体制

第2章 障害保健福祉施策をめぐる現状

- 1 障害者の現状
 - (1) 障害児・者の手帳所持者数の現状
 - (2) 各手帳所持者の年齢構成別等の推移
 - (3) 療育手帳所持者の状況
 - (4) 精神保健福祉手帳取得者の推移
- 2 障害福祉サービス等の利用状況
 - (1) 障害福祉サービス利用決定者数・実利用者数の推移
 - (2) 支給決定者の障害支援（程度）区分認定者数の推移
 - (3) 介護給付と訓練等給付の推移
- 3 障害福祉施策関連事業費の現状
 - (1) 障害保健福祉施策関連事業費の推移
 - (2) 障害別サービスの利用状況
- 4 アンケート調査結果にみる障害のある方の現状

第3章 第3期障害福祉計画の進捗状況

- 1 福祉施設入所者の地域生活への移行
- 2 福祉施設からの一般就労への移行
- 3 第3期障害福祉計画のサービス見込み量に対する進捗状況
 - (1) 訪問系サービス
 - (2) 日中活動系サービス
 - (3) 居住系サービス
 - (4) 相談支援サービス
- 4 地域生活支援事業の利用実績状況
 - I 必須事業
 - (1) 理解促進研修・啓発事業
 - (2) 自発的活動支援事業
 - (3) 相談支援事業
 - (4) 意思疎通支援事業
 - (5) 日常生活用具給付等事業

- (6) 移動支援事業
- (7) 地域活動支援センター

II 任意事業

- (1) 在宅支援事業
- (2) 社会参加促進事業

第4章第4期障害福祉計画策定にあたっての課題

- 1 障害者が地域で暮らすための理解の促進
- 2 日常生活を支えるサービス提供体制の整備
- 3 経済的自立を促進するための就労支援
- 4 相談支援体制の強化
- 5 人材の確保・育成
- 6 地域生活への移行の促進

第5章計画の基本的考え方

- 1 計画の基本理念
- 2 重点事項
 1. 障害の有無に関わらず地域で暮らすための障害理解促進
 2. 障害福祉サービス等の充実
 3. 相談支援体制の強化
 4. 施設・病院から地域生活への移行の推進
 5. 生涯にわたる支援体制の確立
 6. 就労支援体制の整備

第6章第4期障害福祉計画の成果目標と活動指標

- 1 第4期障害福祉計画の成果目標
 - (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行
 - (2) 福祉施設からの一般就労への移行
 - (3) 障害者の地域生活支援
- 2 活動指標（障害福祉サービスの見込量と確保のための方策）【見込み量算出の考え方】
 - (1) 訪問系サービス
 - (2) 日中活動系サービス
 - (3) 居住系サービス
- 3 活動指標（地域生活支援事業の見込み量及び確保策）
 - I 必須事業

第7章 子どもの発達支援に関する体制の構築

- 1 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 2 新しい障害児支援制度への移行（平成24年4月）までの経緯
- 3 障害児の現状と障害児支援の状況

- (1) 18歳以下の手帳取得者について
- (2) 障害児通所支援の現状
- (3) 保育園での特別な支援を要する子どもの現状
- (4) 特別支援学校以外での障害児の現状
- (5) ライフステージでの支援の現状
 - ① 乳幼児期
 - ② 就学期
 - ③ 就労期
- (6) ネットワーク支援体制の現状
- (7) 「山形県立こころの医療センター（仮称）」との連携

4 障害児支援の重点事項

- 1. 障害児通所支援並びに障害福祉サービス等の充実
- 2. 相談支援体制の再編強化
- 3. サポートファイルの活用
- 4. 関係機関との連携と専門性の向上

5 障害児通所支援のサービスの見込量と確保のための方策

- (2) 見込み数量
- (3) 確保のための方策

第8章 障害者支援体制の充実

1. 相談支援体制の強化

- (1) 相談支援体制の現状
- (2) 計画相談支援体制の現状
- (3) 基幹相談支援センターの役割

2. 就労支援体制の充実

- (2) 就労支援の視点
 - ① 障害理解促進支援
 - ② 雇用創出支援
 - ③ 障害者が継続して働くことが出来るための支援
- (3) 福祉施策での就労支援

3. 発達障害者への支援体制の構築

第9章 計画の推進体制

- 1. 計画の推進主体
- 2. 地域社会への広報および啓発活動